

1 住民登録・戸籍・印鑑登録

3か月以上 日本に 住む人に、熊本市が 住民票を 作ります。日本に 住み始めたとき、引っ越すとき、
 国に 帰るときに、住民登録を します。住民登録を したら、市の サービスを 受ける ことができます。
 また、子どもが 生まれたとき、結婚したとき、離婚したとき、家族が死んだときは、区役所に 行かなければ
 なりません。

(1) 住民登録

区役所 区民課

種類	いつ	必要なもの
入国 初めて 日本に 住み始めたとき 中長期在留者になったとき	熊本市に 住み始めた 日から14日以内	○特別永住者証明書 または 外国人登録証明書 ○在留カード(空港で もらわなかった場合は パスポート)
転入 ほかの 場所から 熊本市に 引っ越したとき	熊本市に 来た日から 14日以内	○在留カード、特別永住者証明書 または 外国人登録証明書 ○転出証明書 ○その他(※) ある場合は 持ってきてください マイナンバーカード、国民健康保険証など
転出 熊本市から ほかの 場所に 引っ越すとき	引っ越す日の 2週間前から	○在留カード、特別永住者証明書または外国人 登録証明書 ○その他(※)ある場合は 持ってきてください マイナンバーカード、国民健康保険証など
転居 熊本市の なか で 引っ越すとき	引っ越した日から 14日以内	○在留カード、特別永住者証明書または外国人 登録証明書 ○その他(※)ある場合は 持ってきてください マイナンバーカード、国民健康保険証など
出国 日本を 出るとき	引っ越した日から 14日以内	○在留カード ○その他(※)ある場合は 持ってきてください マイナンバーカード、国民健康保険証など

※その他(※): 家族の 年や 子どもがいるか どうか などで 必要な 書類は 違います。

詳しいことは 区役所で 聞いてください。

※あなたの かわりに ほかの人が 来るときは、委任状と 届ける人の 本人確認書類(免許証など)が
 必要です。

種類	いつ	必要なもの
しゅっしょうとどけ 出生届 子どもが生まれた	生まれた日から 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○出生届書 ○出生証明書 ○親子健康手帳 ※生まれた子どもが日本に住み続けるためには、在留許可が必要です。出入国在留管理庁に申し込んでください。
けっこん りこん 結婚・離婚		国籍によって必要な書類が違います。 必要な書類については、区役所の区民課・総合出張所に聞いてください。
しぼう 死亡 家族やいっしょに住んでいる人が亡くなった	亡くなったのを 知ってから 7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届書 ○死亡診断書 ※在留カードと特別永住者証明書を、出入国在留管理庁に返してください。

※印鑑、国民健康保険証がある人は、持ってきてください。

※上↑は かならず 必要な書類です。ほかの書類も 必要なときがあります。

いんかん どうろく
(3)印鑑の登録

家を売ったり、買ったりするようなとても大切な契約のとき、「実印」が必要ときがあります。「実印」は、区役所で登録した印鑑です。実印を使うとき、「印鑑登録証明書」という書類も必要です。(本当にその印鑑が「実印」かどうかチェックするためです。)

印鑑の登録は、15歳以上の方ができます。登録が終わったら、印鑑登録証(カード)をもらいます。

種類	必要なもの
いんかんとろく 印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> ○登録する印鑑 ○本人確認書類 在留カード、運転免許証、パスポートなど写真がある証明書

※登録できない印鑑もあります。

あなたのかわりにほかの人が申請するときは必要な書類が違います。

詳しいことは、区役所の窓口で聞いてください。

しゅるい 種類	ひつよう 必要なもの
こせき じゅうみんひょう 戸籍・住民票がほしい	ほんにんかくにんしよるい ○本人確認書類 ざいりゅう うんてんめんきしよ しゃしん しょうめいしょ 在留カード、運転免許証、パスポートなど 写真がある 証明書
いんかんとうろくしょうめいしょ 印鑑登録証明書がほしい	いんかんとうろくしょう ○印鑑登録証 ほんにんかくにんしよるい ○本人確認書類 ざいりゅう うんてんめんきしよ しゃしん しょうめいしょ 在留カード、運転免許証、パスポートなど 写真がある 証明書

※あなたの かわりに ほかの人が 来るときは 必要な 書類が 違います。

詳しいことは、区役所の窓口で 聞いてください。

※証明書を もらうときは、手数料[お金]を 払わなければなりません。

※(1)～(4)は 総合出張所と、芳野分室でも、受付や 手続きが できます。

(時間:月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※祝日、年末年始は 休みです)

※(4)は 中央区役所時間外証明窓口でも、手続きが できます。

(時間:月曜日～金曜日 午後5時15分～午後7時 土曜日・日曜日・祝日 午前9時～午後7時)

※年末年始は 休みです)

つか しょうめいしょ
(5) マイナンバーカードを使って、コンビニで 証明書を もらうことができます

した しょうめいしょ
 下↓の証明書を、コンビニ(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート)などで もらうことが できます。

しょうめいしょ しゅるい 証明書の 種類	てすうりよう ひつよう かね 手数料[必要な お金]	
	やくしょ まどぐち 役所の 窓口	コンビニ
じゅうみんひょう うつ 住民票の 写し	400円	200円
いんかんとうろくしょうめいしょ 印鑑登録証明書	400円	200円
しけんみんぜい しよとく かげいしょうめいしょ 市県民税(所得・課税証明書)	400円	200円
こせきぜんぶ(こじん) じこうしょうめいしょ(とうほん・しよほん) 戸籍全部(個人)事項証明書(謄本・抄本)	450円	450円

※必要なもの マイナンバーカード

※時間 午前6時半～午後11時(12月29日～1月3日は できません)。

戸籍証明:午前8時半～午後8時(登録すれば 熊本市ではない人も もらえます)。



マイナンバーカードについて↓:英語、中国語、韓国語を含む 7か国語で案内しています

[マイナンバーカード総合サイト \(kojinbango-card.go.jp\)](http://kojinbango-card.go.jp)



2 市税・国民健康保険・国民年金

日本に住む外国人も、日本で働いて、給料をもらったとき、税金を払わなければなりません。それから、住民登録している外国人は、国民健康保険などの健康保険にかならず入って、保険料を払わなければなりません。

(1) 市税[市に払う税金]

市民税課、固定資産税課、納税課

●市税 [市に払う税金]について【質問があるとき→市民税課、固定資産税課】

市民税(住民税)は所得[もらった給料などの金額]によって税金がいくら決まります。前の年の所得で決まった税額を、1月1日に住所があった市に払います。給料から税金を払っていない人に、熊本市が毎年6月納税通知書[税金を払うお知らせ]を送ります。(会社が、毎月の給料から住民税を引いて払う方法もあります。) 所得の税は、国にも払わなければなりません。住民税のほかに、土地や家などを持っているときは固定資産税・都市計画税、軽自動車やバイクを持っているときは軽自動車税、を払わなければなりません。

●市税の払い方【質問があるとき→納税課】

市税は、下↓の方法で払います。払う期限[払うことができる最後の日]があります。期限までに払わなかったら、※払うお金が増えます。※税金といっしょに延滞金も払わなければなりません。

方法	説明
納付書払い 納付書を使ってお金を払う方法	○銀行や郵便局などの窓口で払うことができます。 ○バーコードがある納付書は、期限[払うことができる最後の日]の前ならコンビニでも払うことができます。
口座振替 [あなたの銀行口座からお金を自動で送ります]	銀行や郵便局などの窓口、またはインターネットで申し込むことができます。
クレジットカード	スマートフォン、タブレットなどからクレジットカードで払うことができます。 ※QRコードがある納付書が必要です。
スマートフォン決済アプリ	スマートフォン、タブレットなどからスマートフォン決済アプリで払うことができます。 ※QRコードがある納付書が必要です。